

市川市新婚生活住まい応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、経済的支援によって若者が結婚しやすい環境を整えるとともに、将来的に子育て世代となる若者を本市に呼び込み、結婚を機に本市に住み続けてもらえるようにすることによる定住促進及び少子化対策への寄与を目的として、対象住宅において生活を共にする新婚世帯に対し、予算の範囲内において、市川市新婚生活住まい応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象住宅 結婚を機に新たに賃貸される住宅であって、夫婦の一方が契約の当事者となるものをいう。
- (2) 新婚世帯 第5条第1項第1号の申請書を提出した日（以下「申請日」という。）の属する年度の初日の属する年の1月1日から翌年3月末日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (3) 対象期間 対象住宅の賃借に係る契約を締結した日以後初めて賃料及び共益費の支払いをした日の属する月（当該月分を日割りで支払った場合は、当該月の翌月）から12月までの期間をいう。
- (4) 住居費 対象住宅を賃借する際に要した費用のうち、対象住宅に係る敷金、礼金及び仲介手数料並びに賃料及び共益費（対象期間のものに限る。）をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付の対象となる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 婚姻した日における夫婦の年齢がともに39歳以下であること。

- (2) 夫婦の双方に係る申請日の属する年の前年の所得（申請日の属する月が1月から6月までの間にあっては、前々年の所得）を合算した額（夫婦の双方又は一方が、現に、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を行っている場合にあっては、夫婦の双方の所得を合算した額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した額）が600万円未満であること。
- (3) 令和7年3月1日以降に夫婦の一方が対象住宅に係る契約を締結し、契約書等により夫婦の双方の当該対象住宅への入居を確認することができること。
- (4) 夫婦の双方が令和7年3月1日以降に対象住宅での居住を開始し、同日から申請日まで住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく記録をされ、次に掲げる補助金の費用の区分に応じ、それぞれ次に定める日において当該状況が継続していること。
 - ア 敷金、礼金及び仲介手数料に係る補助金 申請日
 - イ 賃料及び共益費に係る補助金 第5条第1項第2号の申請書を提出した日
- (5) 申請日において、夫婦の双方又は一方が本市に納付すべき当該年度分及び当該年度の前年度分の市県民税、固定資産税及び都市計画税並びにこれらに係る延滞金を滞納していないこと。
- (6) 夫婦の双方又は一方が国又は他の地方公共団体から補助金と同種の補助を受けていないこと。
- (7) 夫婦の双方又は一方が過去に補助金の交付を受けていないこと。ただし、同一の住居費に係る補助金については、この限りでない。
- (8) 夫婦の双方又は一方が市川市暴力団排除条例（平成24年条例第12号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (9) 次に掲げる事項について、承諾することができること。
 - ア 申請日から2年以内に、市外に転出する予定がないこと。

イ 対象期間において居住又は婚姻の状況が変更となる場合は、直ちに本市に報告すること。

ウ 本市が必要に応じて居住、婚姻及び納税の状況を確認すること。

- (10) 夫婦の双方又は一方が外国人の場合は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有し、かつ、許可された在留期間が3年以上であること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、住居費の実支出額（対象住宅の賃料に係る手当等であって、市長が認めるもの（以下この条及び次条第3項第5号において「住宅手当等」という。）の支給を受けている場合にあっては、住居費の実支出額から当該住宅手当等の額を控除した額）とする。ただし、次の各号に掲げる補助金の費用の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 敷金、礼金及び仲介手数料に係る補助金 50,000円
- (2) 賃料及び共益費に係る補助金 月額20,000円

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、次の各号に掲げる補助金の費用の区分に応じ、当該各号に定める申請書によるものとする。

- (1) 敷金、礼金及び仲介手数料に係る補助金 市川市新婚生活住まい応援補助金（初期費用）交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 賃料及び共益費に係る補助金 市川市新婚生活住まい応援補助金（家賃等）交付申請書兼請求書（様式第2号）

2 前項の申請書は、規則第13条の補助事業等実績報告書及び規則第16条の交付請求書を兼ねるものとする。

3 第1項第1号の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象住宅に係る契約書の写し
- (2) 住居費のうち敷金、礼金又は仲介手数料を支払ったことを証する書類
- (3) 第3条第2号に規定する夫婦の双方の所得を証する書類
- (4) 戸籍全部事項証明書

- (5) 住宅手当等の支給を受けている場合にあっては、それを証する書類
 - (6) 貸与型奨学金の返済を行っている場合にあっては、当該貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類
 - (7) 夫婦の双方又は一方が外国人の場合にあっては、当該者の在留カード
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 4 第1項第2号の申請書の添付書類は、住居費のうち賃料又は共益費を支払ったことを証する書類とする。
- 5 第1項の申請書の提出期限は、市長が別に定める。

(決定の通知等)

第6条 規則第6条の規定による通知は、市川市新婚生活住まい応援補助金交付可否決定通知書兼額確定通知書（様式第3号）により行うものとし、規則第15条の規定による額の確定の通知を兼ねるものとする。

(決定の取消し)

第7条 規則第18条第3項において準用する規則第6条第1項の規定による通知は、市川市新婚生活住まい応援補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により行うものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。